

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）の改正について

送信枚数 本紙含み 2 枚



平素は当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

中小企業の連鎖倒産を防止する「経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）」制度の一部が改正され、平成23年10月1日から以下の項目について変更があります。

- ① 共済金の貸付限度額を8,000万円まで引き上げ
- ② 掛け金の積立限度額を800万円まで引き上げ
- ③ 掛け金月額の上限額を20万円まで引き上げ
- ④ 共済金の貸し付けを受けられることができる共済事由として、「私的整理」が新たに追加
- ⑤ これまで一律5年だった貸付額の償還期間を、貸付額に応じて5～7年に伸長
- ⑥ 予定より早く貸付金を完済した場合に支給される「早期償還手当金」を創設
- ⑦ 前納減額金の受け取り方法が口座への直接振り込みに変更
- ⑧ 新規加入時の申込金が不要に（初回1ヶ月目の掛金から口座振替にて納付）
- ⑨ 一時貸付金の貸付限度額が760万円に引き上げ

この中で、いくつか主だった項目について掲載します。

① 共済金の貸付限度額が8,000万円に引き上げられます

近年、高額化している取引先事業者が倒産した際の被害額に対応する為、共済金の貸付限度額が「3,200万円」から「8,000万円」に引き上げられました。

実際の貸付金額は、取引先事業者の倒産による「被害額（回収が困難となった売掛金債権等の額）」と「掛金総額の10倍に相当する額（上限8,000万円）」とのいずれか少ない額の範囲内となります。

② 掛け金の積立限度額が800万円に引き上げられます

共済金の貸付限度額の引き上げに伴い、あらかじめ積み立てることができる掛け金の上限額が「320万円」から「800万円」に引き上げられます。

これにより、平成23年9月末日時点で既に制度改正前の上限額320万円に達している場合は、届出をすることにより掛け金の積み立てを再開することができます。

なお、10月以降に320万円に達した場合は、掛け金の掛け止めの申出が無い限り、掛金の納付は引き続き継続します。積み立ての継続を希望しない場合は、「掛け止め」の手続きが必要です。

H.23.9月末時点で掛け金総額が320万円の上限額に達し、現在掛金納付を停止している

現状の320万円で据え置きを希望

特に手続きは必要なし

積み立ての再開を希望

別途手続きが必要

H.23.10月以降、掛け金総額が320万円の上限額に達した場合

掛け金の納付の継続を希望

特に手続きは必要なし

掛け金の掛け止めを希望

別途手続きが必要

※掛け金の掛け止めは、掛金総額が掛金月額の40倍に達している必要があります。

③ 掛金月額の上限額が20万円に引き上げられます

掛金の月額単価の上限額が「8万円」から「20万円」に引き上げられます。

これにより掛金月額は、5,000円から20万円までの範囲（5,000円単位）で選択できる事になりました。納付した掛け金は引き続き、個人事業の場合は事業所得の必要経費、法人の場合は損金に算入することができます。

※H.23.10月以降に掛金月額85,000円以上に増額する場合は、掛け金月額変更の手続きが必要です

④ 共済事由に「私的整理」が追加されました

「私的整理」が共済事由（取引先事業者の倒産）として追加され、共済金の貸し付けが受けられるようになりました。（この改正内容は、H.22.7月から実施されています）

その他、東日本大震災の発生を受け、H.23.4月から「災害による不渡り」と「特定非常災害による支払い不能」が共済事由として追加されています。

⑤ 償還期間が貸付額に応じて設定されます

償還期間はこれまで一律5年でしたが、共済金の貸付限度額が引き上げられたことから、貸付額に応じて次の通り設定されました。（償還期間には6ヶ月の据置期間が含まれます）

| 貸付額 | 償還期間 (6ヶ月の据置期間を含む) | 償還方法 |
|--------------------|-----------------------|-----------|
| 5,000万円未満 | 5年 | 54回均等分割償却 |
| 5,000万円以上6,500万円未満 | 6年 | 66回均等分割償却 |
| 6,500万円以上8,000万円以下 | 7年 | 78回均等分割償却 |

⑥ 早期償還手当金が創設されます

貸し付けを受けた共済金を、当初の約定償還期限より早期に完済して一定の条件を満たす場合に、早期償還手当の支給を受けることができますようになります。

☆早期償還手当の支給対象となる場合

- ① 繰上償還によって当初の約定完済日より12ヶ月以上早く完済していること
- ② 完済日において共済契約を解約(脱退)していないこと
- ③ 繰上償還した共済金貸付契約の償還を一度も延滞していないこと

☆早期償還手当金の額

$$\text{早期償還手当金の額} = \text{共済金の額(貸付額)} \times \text{早期償還月数別の手当金率}$$

例えば、貸付額1,000万円の場合…

| 3年早期に完済した場合 | 2年早期に完済した場合 | 1年早期に完済した場合 |
|-------------|-------------|-------------|
| 111,000円 | 50,000円 | 13,000円 |

その他の詳細や、手続きのご依頼は労務協会まで！